

協議事項

各協議事項について、次のとおり提出する。

平成15年8月12日

阿蘇中部4町村合併推進協議会会長 河崎 敦夫

協議第39号 防災関係事業の取扱いについて（継続）

- (1) 防災会議、災害対策本部については、合併時に新たに設置するものとし、地域防災計画については、新市において速やかに策定する。
- (2) 防災無線については、新市において設備の統一など効率的な運用が図られるよう早期に検討する。
- (3) 交通安全協会については現行どおりとし、交通安全対策協議会と交通安全推進協議会は合併時に統合する。
- (4) 交通安全指導員の定数は現行どおりとし、任期は2年とする。その他の制度については、合併前に調整する。
- (5) 交通災害見舞金については、合併前に熊本県交通災害共済組合から脱退し、合併後に再加入する。交通災害共済制度については、新市において取り組む。
- (6) 交通安全教室については現行どおりとする。

平成 年 月 日確認

協議第44号 環境対策事業の取扱いについて

- (1) 阿蘇の自然と共生する環境都市をめざして、豊かな自然を財産として守り、育み、環境に配慮したまちづくりを進める。
- (2) 自然環境や景観を守るための統一したルールとして、合併時に自然環境保全のための条例を阿蘇町の例により制定する。

平成 年 月 日確認

協議第45号 農林水産関係事業の取扱いについて

- (1) 農道・林道については、現行のとおり新市に引き継ぐ。農道・林道台帳は合併までに作成するよう調整する。
- (2) 農業関連施設等については、現行のとおり新市に引き継ぎ、管理・運営については新市において調整する。
- (3) 農振農用地区域については、合併までに見直しを行い、新市において作成する農業振興地域整備計画書に基づき調整する。農業振興地域整備協議会は、

新市において新たに設置する。

- (4) 中山間地域等直接支払制度は、新市において引き続き実施するものとし、基本方針については、国の動向を踏まえ新市において作成する。
地域農業マスタープランは、新市において調整し、速やかに新市のマスタープランを作成するものとする。他の各種計画書も同様とする。
- (5) 生産調整対策(転作)事業については、国の制度改正を踏まえ調整し、引き続き実施する。生産調整推進協議会は、新市において新たに設置する。生産調整基本計画は、新市において新たに作成する。生産調整や生産調整単独助成事業については、新市において調整する。
- (6) 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想については、新市において新たに構想を策定するものとし、認定農業者の基準となる営農類型については、地域の特性に配慮し設定する。
促進体制(組織等)については、新市において新たに設置するものとする。
- (7) 林務関連事業は、新市において調整し引き続き実施する。林業整備計画については新市において調整し、新たに作成する。有害鳥獣駆除関係は、新市において調整する。緑の少年団育成事業については新市において統合し、引き続き実施する。
- (8) 国営大野川流域水利事業については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。
- (9) 火入れ許可については、新市において新たに条例を制定する。

平成 年 月 日確認

協議第46号 商工観光関係事業の取扱いについて

- (1) 工場誘致奨励条例及び企業誘致事業については、合併までに調整し新市において新たに制度を設ける。ただし、合併時において奨励措置を受けているものについては、現行制度を期間内まで適用する。
- (2) 融資制度については、新市において新たな制度を設けるものとし、商店街支援事業については、新市において調整する。その他商工業振興事業については、新たな制度を設ける。
- (3) 商工会及び観光協会の統合については、それぞれの事情を尊重し調整に努める。
- (4) 観光関連施設については、現行のとおり新市に引き継ぎ、管理運営については新市において調整する。
- (5) 各種イベントについては、地域の活性化を目的とした観光振興や地域の風土で培われた伝統的な郷土芸能等は個性を尊重し、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において調整する。

平成 年 月 日確認

協議第47号 法定協議会への移行時期について

- | | |
|---|-------------------------|
| 案 | 法定協議会を平成15年 9月 1日に設立する。 |
| 案 | 法定協議会を平成15年10月 1日に設立する。 |
| 案 | 法定協議会を平成15年 月 日に設立する。 |

平成 年 月 日確認

提案事項

次回協議事項について、次のとおり提出する。

平成15年8月12日

阿蘇中部4町村合併推進協議会会長 河崎 敦夫

協議第10号 国民健康保険の取扱いについて（継続）

- (1) 国民健康保険の医療給付分、介護納付金分の税率については、合併時に統一する。(ただし、旧産山村については、急激な負担増とならないよう、特例措置を講じるものとし、その特例措置に必要な原資は基金とは別に持ち込む。)
- (2) 財政調整基金については、新市の国保会計の安定した運営を図るため、医療費の動向や法改正を考慮し、保険給付費の(10)%に相当する額と定め、持ち寄る。
- (3) 国保税の納付については、合併後の納期は10回とし、納税奨励金については町税の取扱いに準じる。保険証の更新については現行のとおりとし、滞納者の被保険者証の取扱いや、税の減免規則等については合併時に統一する。
- (4) 国保の給付内容については現行のとおりとする。ただし、国民健康保険法に改正があれば、それに準じる。
- (5) 高額療養費貸付については、窓口を社会福祉協議会に統一し、貸付限度額等については阿蘇町の例による。
- (6) 合併後の国保運営協議会のそれぞれを代表する委員の数は4名とし、原則として旧町村よりそれぞれ1名ずつ選出する。
- (7) 鍼灸券の交付については、阿蘇町の規則を基本として統一する。
- (8) 健康づくり事業のうち、合併までに、各種検診・各種教室については継続の方向で検討し、家庭常備薬配付・無受診世帯表彰・イベント助成等については廃止の方向で検討する。

協議第28号 保育事業の取扱いについて（継続）

- (1) 保育料の階層区分については、国の基準を参考にし、合併時に統一する。なお、保育料徴収金基準額については、合併までに波野村の例を基準として調整する。
- (2) 公立保育所の開所保育時間については、合併時に統一する。ただし、延長保育については、地域性を考慮して実施する。
- (3) 保育業務の取扱等その他の保育事業については、現行のとおり新市に引継ぐものとする。

介護保険事業の取扱いについて

- (1) 保険料については、介護保険事業計画を基に合併時に統一する。納期等については阿蘇町の例による。
- (2) 介護給付費準備基金及び財政安定化基金貸付金については、合併時に持ち寄る。
- (3) 市町村特別給付事業及び保健福祉事業については、介護保険事業計画を基に合併までに調整する。

保健衛生関係事業の取扱いについて

- (1) 保健福祉センターについては、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市の保健福祉事業の拠点として活用を図る。
- (2) 検診事業については、各検診を地区ごとの総合検診として同時に実施できるよう合併までに調整するものとし、対象者及び個人負担金については、検診の種類や内容を考慮して合併までに調整する。
- (3) 予防接種については、合併までに医師会等と協議し調整するものとし、内容及び費用助成については、合併時に統一する。
- (4) 予防接種を除く検診等については、現行どおり新市に引継ぎ、新市において調整する。

児童福祉事業の取扱いについて

- (1) 育児手当については、阿蘇町の例により実施する。
- (2) 出産祝金については、補助金、交付金等の調整方針に従い、合併までに支給基準等を調整し、新市において実施する。
- (3) 乳幼児医療費の助成については、一の宮町の例により実施する。
- (4) 身体障害児への補装具交付については、現行のとおり、新市に引き継ぐ。